

# 申4号「副業に関する」専門協を開催！

本部は、10月17日申4号「JR九州グループ会社における副業を許可する場合の取扱いに対する解説要求について」専門協を開催した。

## ー 申4号内容について ー

1、先の団交で「現行通り」の回答から、許可に至る経緯を明らかにされたい。  
会社)各種準備が整ったことから実施する。

組合)これまで、本業に支障が生じ るとの理由からの変更には、安全上の問題が大きい。

2、副業対象企業をグループ会社に限定した根拠と対象企業制限を解除されたい。

会社)本業に支障を生じない前提で、グループ会社に限り副業を認める。

組合)副業先があまりにも少なく、本当に副業を考える社員には出来ない。民間企業の副業先も認めるべきだ。

3、一時帰休を許可されたい。

会社)現行通りとしたい

組合)選択肢として、一時帰休も認めるべきではないか。

## 会社説明として

・副業対象企業、(17日現在)福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県のみ。

(JR九州ファーム・まんぼう・ハウステンボス含め10数社)

・本業に合わせ、超勤60時間内で行う、異常時等により思いもよらない超勤を超えた場合には個別に事情を確認する。

・個別によっては確定申告も必要となる。

・希望者への説明会等を行う。

## 組合としての主張点

・乗務員として、在宅休養時間を無視した実施には問題があり、安全上勤務間インターバル制度を取り入れるべきだ。

・JR九州グループ会社以外の選択肢も考えるべき。

# 副業に頼らない賃金を求めよう！